

委員会提出議案第8号

保育に関する包括的経済負担低減への補助を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和6年9月27日

岩倉市議会議長 関戸郁文様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 片岡健一郎

保育に関する包括的経済負担低減の補助を求める意見書

保育料について、現在は3～5歳児が無償となっており、以前と比較して、子育て世帯の経済的負担が部分的には軽減されている。

しかし昨今の物価上昇は著しく、これに賃金上昇が追い付いていない現状においては、このような政策にも関わらず子育て世帯の経済的負担は増してきている。そのため、安心して子を産み育てることは以前にも増して難しくなり、保育料負担等の経済的な理由が出生率低下の主な要因の一つとなっている。

日本の出生率は低迷しており、2023年の合計特殊出生率が1.20と2022年の確定値と比較すると0.06ポイント低下しており、1947年の統計開始から過去最低を記録した。今後の日本の維持・発展のため出生率を上げることが喫緊の課題であり、そのためには子育て世帯が経済的に不安を感じることなく子を産み育てられるよう、例えば3～5歳児に続く0～2歳児の保育料の無償化や給食費の無償化といった、保育に関する経済的負担を包括的に低減することが一助となると考える。

このような負担軽減策は、複数の市町村において独自の施策として既に始まっており、例えば小牧市、岡山県備前市、大阪府守口市、宮崎県都城市、山梨県中央市、秋田県にかほ市等では、0～2歳児の保育料を全面無償化している。今後、このような市町村独自の取り組みは全国的に広がっていくものと考えられる。

しかし、市町村独自の経済負担低減策はその市町村に大きな財政負担を強いるものであり、そもそも財源が乏しい市町村では実施すら困難である。国全体として出生率上昇への取り組みが急務である現状において、このような負担低減策はすべての市町村において満遍なく実施されるべきものであり、市町村の財源次第で制度の有無や内容が左右されるべきではない。

よって、岩倉市議会は、子育て世代の保育にかかる経済的負担を減らし、安心して子育てができるよう、愛知県において、市町村が実施する保育に関する経済的負担低減策への補助を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先
愛知県知事